

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年11月6日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「平21. 11上旬発表の国庫補助事業の事務費に係る内部調査結果報告書及びその付属書類一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成21年11月上旬発表の国庫補助事業の事務費に係る内部調査結果報告書及びその付属資料一切」を特定した上で、当該文書については条例第7条第5号に該当することを理由として非開示とする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月9日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年11月20日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成22年3月25日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して請求した公文書を開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
知事において調査結果を公表すると約束しており、実施機関のいう理由は不当に県民の知る権利を侵害するばかりか、不正経理の実態が過去から現在（将来も？）に至るまで繰り返し継続されていることは行政の透明性の点からも問題がある。
県のこの種の「検査」においてすべての検査が終了するまで経理事務の適・不適の

判断ができないのですか。中途においても適・不適の判断はできるのではとの疑問がある。

次に、「判断の中立性が損なわれる」とあるが、県の判断は中立なのかどうか詳細に説明してほしい。中立性を保持するためには、第三者機関による検査が必要と考えるがどうなのか。身内による検査でしかないのでは（しょせん）・・・。

業者の台帳等は身内の検査では不可能だったのでは、業者台帳等によって、初めて「不適正」との判断ができたのではないのでしょうか。そのあたりを詳細に（中立性にかからせて）説明してください。開示情報も含まれる（最寄りの駅名等）。よく内容を検討してほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

開示請求が行われた時点では、会計課において実施した検査内容について該当部署に示し、確認作業を実施していたところであり、該当情報は、条例第7条第5号に規定する県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当し、開示請求の時点で検査に関する情報を公にした場合には、経理上の適・不適の判断に際して、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあった。

このため、会計課が実施した検査状況の分かる文書の情報については、条例第7条第5号に規定する非開示情報に該当すると判断したものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成21年11月上旬発表の国庫補助事業の事務費に係る内部調査結果報告書及びその付属資料一切である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

条例第7条第5号は「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを規定している。

3 本件対象公文書の非開示条項該当性の具体的検討について

実施機関は、開示請求が行われた時点では、会計課において実施した検査内容について該当部署に示し、確認作業を実施していたところであり、該当情報は、条例第7条第5号に規定する県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当し、開示請求の時点で検査に関する情報を公にした場合には、経理上の適・不適の判

断に際して、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったと説明する。

本件対象公文書は当時行われていた会計課会計検査班の国庫補助事業事務費内部調査の結果を記した公文書であり、開示請求の時点では、作成した報告書案を該当部署に示し、確認作業を実施していたところであり、これを公にした場合には、検査内容が分かり、経理上の適・不適の判断に際して外部からの干渉・圧力等が加えられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったと認められる。

また、調査結果報告書の案が実施機関の内部で作成されていたとしても、知事の公表までは調査結果が妥当であるか否かについて、なお検討を重ねた結果、報告書の内容が修正される可能性もある。その点に鑑みると、調査結果が知事の公表前に実施機関によって開示された場合、開示から公表までの間に調査結果が修正されると開示内容と公表内容が相違し、それがために県民の間に無用な混乱を生じさせるおそれがあったと認められる。

よって、本件対象公文書に記載してある情報は、県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため、条例第7条第5号の非開示情報に該当すると認められる。

4 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 3 月 25日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年 5 月 13日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成22年 6 月 22日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年11月24日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年 3 月 17日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成23年 4 月 20日	事案の審議を行った。

(審査会第4回目)	
平成23年6月1日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年6月22日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井田 千津子	弁護士	
進藤 貴子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	